2014 年 3 月 10 日

お客様各位

株式会社　東芝
デジタルプロダクツ＆サービス社
ビジュアルソリューション事業部
ビジュアルシステム部

4K UHD モニター　TUM-32PRO1 延長保証サービスのご案内

<4K UHD モニター>TUM-32PRO1 延長保証サービス（以下「本サービス」といいます）は、お客様にお買い上げいただいた当社 TUM-32PRO1（以下、「対象機器」といいます）が故障した場合に、お買い上げ日から 3 年間、所定の範囲で当社が無料修理をご提供するサービスです。

3 年間の延長保証サービスは、当社指定のホームページから申込みのうえ、必要事項を記載した申請書をご返送いただきますと、無償でご加入いただけます。

■申請から登録受理までの流れ

（お客様の Web へのお申し込みから概ね 1 週間以内に登録証明書が送付されます。）

Web お問い合わせ入力フォームで、件名に「**TUM-32PRO1 延長保証サービス申し込み希望**」と入力のうえ、ご連絡先のメールアドレスなどの項目を入力いただき送信ください。

↓

当社担当者が延長保証サービス申込みを確認後、申請書（テキストファイル）をメールで送付いたします。

↓

申請書をお受け取りになりましたら、申請書に必要事項を記入いただき、メールで当社担当者へご返信ください。

↓

当社担当者が申請書に基づき登録完了後、登録証明書（PDF ファイル）をメールで送付いたしますので、保証書と一緒に保管ください。

■故障の際の修理の受付について

1. 東芝業務用映像機器修理相談センターで承ります。
   受付電話番号：フリーダイヤル　0120-1048-27
   ※携帯電話からは：0570-666-065　（有料）
   受付時間：土・日・祝日および当社休業日を除く 9:00～17:00

2. 修理をお申込みになる場合は以下のものをご用意ください。
   ・修理品本体
   ・保証書（TUM-32PRO1 に同梱されている保証書）
   ・TUM-32PRO1 延長保証サービスのご案内（以下「本書」といいます）

本サービスの内容に関するお問合せも、上記の東芝映像機器修理相談センター窓口にて承ります。

＜本サービス内容＞

本サービスの詳細は、下記の「TUM-32PRO1 延長保証サービス契約約款」に従い、お買い上げ日から 3 年間無料で修理をさせていただきます。

＜保証書との関係＞

TUM-32PRO1 に同梱しておりますメーカー保証書と、本サービスに加入された場合の関係は概ね以下のとおりとなります。

	1 年目	2 年目	3 年目
故障	通常の保証		延長保証サービスによる保証

＜本サービスご利用にあたってのご注意＞

※本サービスに基づき、修理で交換された部品は、お客様に返却できません。また、代替機と交換された場合、対象機器は返却できません。

※修理見積診断時に本サービスの対象とならないことが判明した場合は、お客様にその旨をお伝えしたうえで、ご希望であれば有料にて修理させていただきます。また見積診断後、修理を行わなかった場合でも、見積診断技術料はお客様にご負担いただきますので、何とぞご承知おきください。

※本書および保証書等（保証書にお買い上げ日・販売店の記載がない場合は、対象商品の購入を証明できる書類（レシート・領収書等）を含む）は、本サービス提供期間中、大切に保管願います。万一、紛失された場合であっても再発行いたしません。

TUM-32PRO1 延長保証サービス契約約款

株式会社東芝（以下、「当社」といいます）は、当社 4K UHD モニター（TUM-32PRO1）（以下、「対象機器」といいます）の延長保証サービス（以下、「本サービス」といいます）として、本約款に基づき、以下の修理サービスを提供いたします。

第 1 条（本サービス）

本保証は、日本国内で購入され、当社指定のホームページ https://www.toshiba.co.jp/vs/cgi/contact/contact_form.htm から本サービスをお申込みされ、当社からの登録証明書を受領している対象機器に対して提供する保証サービスです。

第 2 条（本サービスの対象）

本サービスの対象は、対象機器の機器本体とします。付属品、消耗部品、データおよびソフトウェアなどは本サービスの対象に含まれません。

製品本体 液晶パネル	お買い上げの日から3年間かつ製品使用時間が15，000時間以内
輝度保証	お買い上げの日から3年間かつ製品使用時間が10，000時間以内 （推奨輝度以下でのご使用時に限る） （推奨輝度に満たない場合に、無償修理いたします。）
色域保証	お買い上げの日から3年間かつ製品使用時間が10，000時間以内 （推奨輝度以下でのご使用時に限る）
推奨輝度	120cd/m^2 以下（色温度5000～6500K）
欠点保証	お買い上げの日から3年間かつ製品使用時間が10，000時間以内 有効ドット数割合　99．99994%以上を保証

第 3 条（本サービスの対象期間）

本サービスの対象期間は、以下のとおりです。本サービスの開始日は、対象機器に同梱される当社発行のメーカー保証書（以下、「保証書」といいます）に記載のお買い上げ日（記載がない場合は、対象商品の購入を証明できるレシート・領収書などに記載されている対象商品の購入日）とします。本サービスは、上記お買い上げ日から 3 年経過した時点で期間満了といたします。

第 4 条（メーカー保証との関係）

対象機器の故障について、保証書による保証と、本サービスの両方が適用可能な場合は、保証書が優先的に適用され、本サービスは適用されないものとします。

第 5 条（本サービスの内容）

1. 第 3 条に定める本サービス期間中に、対象機器を取扱説明書、本体貼付ラベルなどに記載の注意書

等に従ったご使用にも関わらず、対象機器に故障が生じた場合、修理いたします。
2. 前項の修理を、技術料・部品代をお客様に請求することなく、無料修理として実施いたします。
3. 対象機器の故障内容を診断した結果、修理不可能と判断した場合には、無料修理に代わり、同一型番もしくは当社が選定する対象機器と同等の代替機に交換します。

第 6 条（本サービスのお申込み方法）

1. 本サービスをお申し込みになる場合は、当社の東芝業務用映像機器修理相談センターにご連絡ください。
2. 対象機器に加え、次の書類をご準備いただき、当社または当社指定業者の修理担当者がお客様をご訪問した際にご提示ください。
（１）保証書（お買い上げ日、販売店名が記載されているもの）
保証書にお買い上げ日が未記入の場合は、 対象機器の購入を証明できる書類（レシート･領収書等)。
（２）本書

第 7 条（本サービスが受けられない主な場合）

対象機器の故障について、保証書による保証と、本サービスの両方が適用可能な場合は、保証書が優先的に適用され、本サービスは適用されないものとします。
1. 保証書に定める無料修理の対象外となる場合（保証期間の定めを除く）
2. 本サービス期間満了後に本サービスをお申込みされた場合
3. 当社東芝業務用映像機器修理相談センターに依頼されることなく、他社で修理された場合
4. 日本国外で使用し発生した故障である場合
5. 対象機器の現物確認ができない場合
6. 第 6 条第 2 項に定めるすべての書類のご提出がない場合
7. 第 6 条第 2 項に定める書類の該当欄に、対象機器のご購入年月日、機種名、製造番号、その他、必要な事項が記載されていない場合
8. 第 6 条第 2 項に定める書類の記載事項の字句が書き換えられた場合
9. 液晶画面の画素欠け（ドット抜け）や画素の常時点灯および液晶の破損
10. 取扱説明書記載以外の不適切な使用による故障
11. 故意、過失に起因する故障
12. 盗難、紛失・置忘れ、詐欺・横領および第三者の加害行為による損害
13. 戦争、革命、内乱、その他これらに類似の事変または暴動に起因する損害
14. 地震、噴火、津波、風水害、その他の自然災害およびガス害、塩害、公害および異常電圧に起因する損害
15. 火災、落雷、破裂、爆発または外部からの物体の落下・飛来・衝突もしくは倒壊等の偶然かつ外来の事由による損害。
16. 水濡れによる故障や水没した場合による故障
17. 放射性物質やその他の有害物質により汚染された対象機器
18. 対象機器の使用上の消耗、磨滅、さび、かび、変質、変色等、および機能に影響のない外観上のキ

ズ、汚れ

19. 対象機器およびそれに接続された他の機器等の不当な取扱い(取扱説明書の記載事項に反する不適切な取扱いを含む)、または改変もしくは改造による故障

20. 代替機に生じた故障

21. 修理が完了した対象機器をお客様にお引渡しした場所からお客様のご自宅または保管場所までの輸送中に生じた損害

22. 離島または離島に準ずる遠隔地における対象機器の引取り、配送を行う場合に要する実費、および出張修理に要する実費

23. 第 8 条第 3 項の場合に発生する費用

24. 消耗品の交換または分解作業を伴わない調整や手直し、各部点検、清掃などの費用

25. 故障の状況または故障原因が特定できない不具合、症状が再現できない場合

26. 経年劣化による性能低下、かき傷・すり傷等使用上支障のない外観の傷、その他類似の不具合

27. 運搬、衝撃、落下等によって生じた故障

第 8 条（その他の注意事項）

1. 本サービスに基づき修理で交換された旧部品および代替機と交換された対象機器は返却できません。

2. 対象機器の機器本体への付加物は、修理前に取外してください。これらの損失、紛失、破損などによる損害の補償は一切いたしません。

3. 修理の途中で本サービスの対象とならないことが判明した場合は、お客様にその旨をお伝えしたうえで有料にて修理させていただきます。また、修理をとりやめられる場合の対象機器の見積技術料はお客様のご負担となりますので、予めご了承ください。

4. 第 6 条第 2 項に定める書類は、本サービス提供期間中、大切に保管願います。万一、紛失された場合であっても再発行いたしません。

5. お客様が対象機器を使用できなかったことによる損害の補償は一切いたしません。

6. 本サービスの提供者、Web 問い合わせフォーム、申込み用のホームページや当社指定のホームページを含めた本約款に関連する事項や条件については、お客様への事前の予告なく変更することがあります。

第 9 条（本サービスの早期終了）

本サービス期間中でも、次のいずれかに該当する場合、本サービスは自動的に終了します。

1. お客様が対象機器を滅失した場合

2. 本サービスのお申し込み時に登録された内容に虚偽の記載があった場合

3. お客様が対象機器を改造した場合

以上